

《つみたて預金》商品概要説明書

(平成23年4月1日現在)

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・つみたて預金 |
| 2. ご利用可能な方 | ・個人および法人のお客さま |
| 3. 期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 ・口座開設の日から6ヵ月以上5年以下の任意の日を「初回満期日」にご指定いただきます。 ・「初回満期日」以降は1年、2年、3年、4年、5年のいずれかのサイクルで満期日(「中間満期日」といいます。)をご指定いただきます。 ・お預入れから満期日までの期間が1ヵ月未満の積立金は、次の満期日に組み入れします。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめご指定いただいた日に一定額を口座振替で自動的にスーパー定期または大口定期預金としてお預入れいただけます。 ・当行本支店窓口やATMで随時お預入れいただけます。 ・1回あたり1,000円以上1円単位。 ただし、口座振替 |
| 5. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・「初回満期日」および「中間満期日」に自動解約し、元金と利息をご契約時に指定いただいた入金口座(当座預金、普通預金、貯蓄預金、つみたて預金)に入金いたします。 ・個別預金ごとの一部解約も可能です。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・積立金額、積立期間に応じた預入日現在のスーパー定期または大口定期預金の店頭表示金利を適用します。 ・「初回満期日」および「中間満期日」にご指定の口座に入金します。 ・法人のお客さまの場合、積立期間が2年以上の個別預金については、満期日からさかのぼって、1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率(以下「中間利率」といいます。)によって単利の方法により計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。 ・個人のお客さまの場合、積立期間が2年以上3年未満のスーパー定期、また積立期間が2年以上5年以下の大口定期預金の個別預金の利息は、満期日からさかのぼって1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率に70%を乗じた利率によって単利の方法により計算した「中間払利息」を利息の一部として支払い、中間払利息でこの個別預金と満期日を同一とする個別預金を作成します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算とします。 ・個人のお客さまは分離課税(国税15%、地方税5%)、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合、申告等の所定の手続を行うことにより、マル優(非課税)の取扱をご利用いただけます。 |
| 7. 手数料 | _____ |
| 8. 付加できる特約項目 | _____ |

家庭の銀行



| | |
|------------------------------|--|
| <p>9. 中途解約</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期として預入されたものについて、満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額(中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 また、預入期間が3年以上5年以下の個人のお客さまのこの預金については6ヵ月複利の方法で計算します。 ①6ヵ月未満…解約日における普通預金の利率 ②6ヵ月以上1年未満…預入日における6ヵ月ものの店頭表示利率×70% ③1年以上2年未満…預入日における1年ものの店頭表示利率×70% ④2年以上3年未満…預入日における2年ものの店頭表示利率×70% ⑤3年以上4年未満…預入日における3年ものの店頭表示利率×70% ⑥4年以上5年未満…預入日における4年ものの店頭表示利率×70% ⑦5年以上5年1ヵ月未満…預入日における5年ものの店頭表示利率×70% (4)大口定期預金として預入されたものについて、満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算します。 ただし、中間払利息が支払われている場合、その支払額(中間利息が複数ある場合は各中間利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。 ①預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち最も低い利率。 A.解約日における普通預金の利率 B.約定利率×70% C.約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定利率} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 ②預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうちいずれか低い利率。 A.約定利率×70% B.約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定利率} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ |
| <p>10. 預金保険に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険の対象です。 ・預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。 |
| <p>11. その他の説明事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本預金を担保とした借り入れはご利用いただけません。 ・金利については、当行窓口までお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 |
| <p>12. 当行が契約している指定紛争解決機関</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 |